

春日部市建設工事等に係る入札結果等の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託の契約に係る入札（随意契約に伴う見積もりを含む。以下同じ。）について、入札結果等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行前の公表内容)

第2条 入札執行前の公表内容は、春日部市契約規則（平成17年規則第126号。以下「契約規則」という。）第16条第1項各号に規定する事項及び予定価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、春日部市建設工事入札審査委員会規則（平成17年規則第127号）第2条に規定する春日部市建設工事等入札審査委員会又は春日部市建設工事等入札審査委員会小委員会が必要と認めたときは、予定価格を入札執行（第6条第1項第1号に規定する再度入札の執行を含む。次条において同じ。）の後に公表することができる。

(入札執行後の公表内容)

第3条 入札執行後の公表内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予定価格（入札執行前に公表した場合を除く。）
- (2) 最低制限価格又は春日部市建設工事低入札価格取扱要綱（平成29年3月29日制定）第2条に規定する調査基準価格及び失格基準価格
- (3) 指名業者名（随意契約にあつては、見積り依頼者）
- (4) 入札経過（全入札業者及び入札金額）
- (5) 入札結果（落札業者及び落札金額）
- (6) 総合評価方式の技術評価点及び評価値

(公表方法)

第4条 前条各号に掲げる事項（以下「入札結果等」という。）の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 市長の使用に係る電子計算機と入札をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行った入札 落札決定後、電子入札システムを用いて公表する方法
- (2) 電子入札システム以外の方法で行った入札 契約締結後に、市政情報室において入札経過調書を閲覧に供し、併せて春日部市公式ホームページに掲載して公表する方法

(公表期間)

第5条 入札結果等の公表期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 電子入札システムを使用して行った入札 入札を執行した日の属する年度及びこれに続く5年度までとする。
- (2) 電子入札システム以外の方法で行った入札 入札を執行した日の属する年度及びこれに続く2年度までとする。ただし、複数年契約の場合は、契約期間満了年度の翌年度までとする。

(入札不調又は不落時の取扱い)

第6条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札結果等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に、第4条の規定により公表するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、当該入札結果等の公表の時期を遅らせることができる。

- (1) 再度入札に付する場合 再度入札執行後の入札結果等の公表時
- (2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後

2 前項第2号の規定により入札結果等の公表を行う場合は、最終の見積結果も併せて公表するものとする。

(入札の取止め等の取扱い)

第7条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取り止め、又は中止した場合（落札者決定後に落札者を取り消した場合を含む。）は、第4条の規定による公表は行なわない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市建設工事等に係る入札結果等の公表要綱の廃止)

2 春日部市建設工事等に係る入札結果等の公表要綱（平成18年3月24日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。